

学校における働き方改革推進プラン（案）について

教職員課

1 策定の目的

平成29年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」が策定され、平成30年12月には「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（素案）」（中教審答申素案）が示されるなど、国においては学校における働き方改革が急速に進められている。

そこで、本県においては「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」を見直し、さらに学校における働き方改革を推進するため、「学校における働き方改革推進プラン」を策定することとする。

2 策定の流れ

時 期	内 容
7月中旬	勤務実態基礎調査の実施
8月 8日（水）	第1回学校における働き方改革推進協議会
9月19日（水）	文教警察企業常任委員会報告（策定に係る概要説明）
9月21日（金）	第2回学校における働き方改革推進協議会
10月中旬	勤務実態調査の実施
12月19日（水）	第3回学校における働き方改革推進協議会
1月8日～2月7日	パブリックコメントの実施
2月19日（火）	第4回学校における働き方改革推進協議会
3月13日（水）	3月定例教育委員会付議
3月末まで	「学校における働き方改革推進プラン」策定
4月～	「学校における働き方改革推進プラン」実施

3 内 容

- 別冊資料「学校における働き方改革推進プラン（案）」参照